

組合特別負担金八百三十三千円の増額であります。次に徴税費につ
きましては四百二十三万九千円の減額となっておりますが、これは五十四年度に
固定資産の評価がえがあり、その台帳整備等のため職員超過勤務を
計画し実施した結果、予定より少なくて済んだためにその減になった次
第でございます。次に戸籍住民基本台帳費につきましては百六十六
万八千円の減額であります。印鑑登録事務切りかえに伴う職員超
過勤務の減によるものでございます。選挙費につきましては三百二十七
万九千円の減額補正であります。この減は、本年度行われた参議院議
員選挙、市長選挙、衆議院議員選挙の精算によるものでござい
ます。次に統計調査費につきましては七十五万円の減額であります。これは
国勢調査終了に伴う精算によるものでございます。それから監査委員費
につきましては二十五万円の減額でありまして、事務諸費が主たる減額でござ
います。

民生費につきましては九千三百三十六万四千円の減額でありまして、その主たる
ものは老人保護措置委託料において、町多老の減少による減額とその他

となっております。なお、こゝで国民年金印紙の減額も含まれてございます。
相殺いたしまして減額補正ということになった次第でございます。次に児童福
祉費につきまして御説明申し上げます。児童福祉費につきましては二千七
百八十五万六千円の減であり、児童措置委託料二千六百三十一万二千円、児
童数の増減による減収であり、また生活保護費につきましては、生活保護
世帯の保育教材補助の減によるものでございます。

次に衛生費につきましては二千四百六十九万九千円の減額でありまして、公害対
策におけるばい煙分析委託料の減額と健康センターの需用費の減額に
よるものでございます。

次に労働費につきましては二十万円の減額であり、失業対策就労者の期末
手当の減であります。

次に農林水産業費につきましては三百七十四万五千円の減額であります。が、
主たるものは緑を占める冬木例に基づく樹林地等保全奨励金が減額になっ
た次第でございます。

次に土木費につきましては、同じく三千二百五十三万七千円の減額補正でありま

して、主たるものは道路新設におきまして、計画路線に権利者の賛同が得られなかったため、また計画道路の舗装工事が国庫補助との関係から、五十六年度に実施されるため、また一千六百十五万二千円の減になった次第であります。なお、飯称熊川緑地用地買収に伴い、単価の減と同時に面積の減も含まれております。また中学住宅の完了に伴いまして、減百八十二万七千円、その他となりまして、土木費におきまして減額になった次第であります。特にまた都市計画費におきまして、飯称福生武威野地区公園新設工事が一億二千五百八十九万二千円と当初計画しておりましたが、用地買収と同時に工事を施し完了する計画でありましたが、御承知のとおり、第八小学校用地との関連から都市公園の変更を伴うことになりまして、公園面積も拡大し買収することになったため、予算の工事費を減じ、用地買収費に組みかえを行っております。

次に五ページでございますが、消防費につきましては五十七万一千円の減額でありまして、横田基地第二ゲート前の警官寮交番横の防火貯水槽用地買収が単価の変更により減になった関係でございます。

それから教育費につきましては三千二百四十四万六千円の減額補正でありまして、主たる減額の内容としては、小学校費において昨年の冷夏の関係で水道料の減四百十六万四千円を初め、中学校費における修学旅行扶助費が対象人員が少なかったため七十四万円の減、一中、二中校舎増築に伴う委託料の減百九十九万八千円及び第二中学校増築に伴うプレハブ校舎借上料が既設のプレハブで間に合いましたのでその利用する借上料が必要でなくなったため四百六十三万六千円、その他の各種委託料の精算により減となった次第でございます。

次に公債費につきましては六百九十九万七千円の減額補正でありまして、一時借入金と当初八百二十二万八千円の計画でありましたが、資金運用面を効率的に運用したことにより一時借入金も少なかったための減額でございます。

それから次に諸支出金につきましては二億五千二百四十万四千円の増額補正でありまして、土地開発基金につきましては基金より生じた利子五百十七万七千円を基金に追加積み立てしようとするものでありまして、総額が二億九百三十九万一千二百二十一円となります。このうち一億九千二百八十五万六千四百

五十一円が現金で、他は土地を処置しております。その価額は九百二十二万七千七百七十円と相対する次第でございます。合計で土地開発基金の現在高が二億九百三十九万二千二百二十一円、また都市施設整備基金につきましては、当初予算におきまして一億五千万円の取り崩しをしておりますので、財政運営の効率化からやはり、ここでもって一応取り崩した分ぐらゐを基金に戻さうというふうな考え方でこれを積み立てようとするものでございまして、額が十三億二千二百四十万三千五百七円というふうに整備資金の基金となっております。次に仮称第八小学校建設基金につきましては、今後、八小建設用地の計画の際におきまして財政措置のため今回九千三百八十二万一千円を追加し、基金より生ずる利子を含めまして一億一千六百三十一万八千円を積み立てようとするものでございます。総額が四億八千九百五十八万五千五百四十五円と相対します。予備費につきましては一億二千百七十五万二千円を減額いたしまして四千二百八十八万七千円としようとするものであります。

締めて、歳出合計は、今回の補正二千四百九十四万七千円を減額し、九十四億七千八百七十四万五千円の歳出総額と相対します。

次に六ページでございますが、地方債について御説明申し上げます。

地方債につきましては、その全体的な事業の結果によりましてそれが精算ができて、起債の対象の、いわゆる敷正理ということによって表示されている以外に天神児童遊園地の六百八十五万、それから臨時地方道の三千五百万円が別途でございますが、これはすでに議決しておりますが、それは補正はせず、あとの残り、これは十六件になります。これを補正をいたしまして一千七百五十万円が減額になっております。本年度の地方債は全部で六億七千六百五十万円を借り入れたという結果になります。

以上が第七号補正に対する御説明でございます。

はなはだ推駁の説明でございますが、原案どおり御可決くださりますようお願い申し上げます。終わりたいと思います。

○議長(小林菊三君) 以上で提案理由の説明は終わりました。

これより本案に対する質疑を行います。

○二十番(指田保雄君)

総務委員会にこの議案は付託されると思うんですが、その前に聞いておきたいのは、いつも私は地方債の利子を聞くんですが、その点に

つきこれは確定した分だと思ひますし、歳入になつたものもあると思ひますが、利率は九%以内といふことを明示されてないわけですが、歳入になつた部分で利率がわかつたらお願いいたします。

○企画財政部長(生子国利君) 地方債の利子でございしますが、限度額を九%といふふうに持つておりますが、まだこれから借りる分につきましてもはつきりしてない部分もあります。大体、最高額で九%、七・五%から始まりまして、それぞれその種類によつて違つてきます。利子分についてお答えいたします。

○二番(指田保雄君) 縁故債とか政府の運用資金とかいろいろ違ふと思ひますけれども、一つも歳入になつてないんですか。

○企画財政部長(生子国利君) いまのところまだ歳入にはなつておりません。

(「はい、了解」と呼ぶ音あり)

○七番(木田治男君) 各委員会で審議されると思ひんですが、特に総務委員会の部分で、ちよとお待ちねしておきたいんですが、当初予算で繰入金が一億五千万円起こされて、毎年、逆に繰り入れが、逆の繰り入れといひますか、相殺されておるようなんですが、この場合、積立金とし

ての処置が一億五千万円が、ちよとの方に振りかわつたといふふうに解釈をしてよろしいものでか。

また、やうした解釈の場合に、今後、処置の仕方として今回示されたようになつてゐるのかどうか、御説明をお願いしたいと思ひます。

○企画財政部長(生子国利君) 実は、いまの歳入の都市施設整備基金からの繰り入れだと思ひますが、当初一億五千万円の繰り入れをしてあります。その一億五千万円は下水道費へ充当しております。

そうなりますと、実際に現金があれば基金に積みすけれども、なければそのままもとに補充したくもせず終わるわけです。それと、もう一つ基金を今後積み立てる場合においても、片方のいすまづのやり方としては確かに歳入に受けたもので、歳入を減にしてそのすまづに使わなければ、これはやはり整備基金そのものが一たん取り崩して使わなければいけませんから、それを戻すといふことはあり得ないわけです。ですから、ここで歳出では新たに一億五千万円、大体同じぐらいの金額を積み込んでおくといふ考え方で財源的な措置ができましたので、ここで積み立てるものでございします。

これが積み立てられない場合には、やはりその繰り入れた分だけ使用しますので、なくなつちやうわけですけれども、そういうふうな意味で今後歳出において、これは上級官庁からも、これは積み立てる場合においてもやはり差し引きはまずいと、たとえ積み立てができても差し引きはまずいと、支出は支出でやれと、ですから、その対応としますと、いままで一億五千万円の繰入金と、いうものは当然、事業に使つたんですからもうないわけですから、ですから、それを戻すということはありません。ですから、いまここに新たに積みめるようならば積み直し、積めなければこれは基金のまゝです。そのように変えてきたわけですが、実際には歳出の主たる経費で歳出を出して、あるんですが、実態としてはそういう解釈をしてもらった方がいいと思います。が今後そういう方針をとっていくというふうに考えております。

(「了解」と呼ぶ声あり)

○二十三番(関 米吉君) ちようと十ページと十一ページにまたがるんですが、地方譲与税の自動車重量譲与税、その次の地方道路譲与税、これは八月、十二月、三月の交付だと思ふんですが、今回の補正は三月の交付の

確定ということに伴う補正であるのかどうか。そうすると、それだとするならば今後これの補正はないというふうに理解していいのかどうかというのか。

それから一六ページの都支出金中の市町村振興交付金一千五百九十九万円、これによって振興交付金の総額は幾らになったかということ。

それから一番最後のページですけれども、四二ページに公債費の利率の減額六百九十五万四千円がありました。しからば、この一時借入金に幾らぐらひであったのか、全くなかったのか、どうか、その点、ちようとお尋ねいたします。

○企画財政課長(岩崎好亮君) くだいの一〇ページの自動車重量譲与税、

さらに一六ページの地方道路譲与税等の質問でございますけれども、確かにまだ三月の部分は来ておりませんので、私どもの見込みでやっております。したがいまして、この数字にむたりというわけにはいかないかと思ひますが、東京都及び国等の地方財政計画の最終見込みがございまして、その部分と私どもで八月ないし十二月にいたる部分につきまして推計をいたして出したわけでございします。

続いて一六ページの市町村振興交付金が幾らかということがございしますけれども

ども、現在のところ、この数字の一千五百九十九万円が振興交付金でございます。ただ、今後さらにまだ私どもの方で事業等をしまして振興交付金をいただくというところで、東京都に申し込んでおりますので、三月の最終日——三十一日ごろでないと東京都がお金をくれなれないと思っておりますけれども、私どもではいまのところもう少しお金をいただくというところで、要求いたしますが、要望はしてあります。

○収入役（高水 求君） 一時借入金はどうなつたかということでご座いますけれども、現在までの間においては一時借入金はゼロでございます。三月の、今月の二十日ごろになつて若干一時借入金をするようになるかもしれませんが、現在までの時点では、五十五年度においては一時借入金はしてありません。

○二十三番（関 米吉君） 地方譲与税はそういうことで見込み程度だということでご納得します。

それから、そうすると、いまの石崎課長の説明でわかるわけですが、振興交付金は、五十五年度は、いまのところはこれだけだということですが、そういうことだということですから、やむを得ないと思ひます。

それから、いまの収入役の答弁ではちやうと納得いかないんですね。納得いかなないというのは、収入役がかわられたばかりかもしれないけれども、橋本さんは、この町の当初予算のときに、すぐに六千万円の借り入れが必要なんだと言つていらんです。何でしたら議事録をばらんになつても結構です。ちやんと出ております。すぐに六千万円欲しいんです。五十四年度は借入金ゼロで経過しましたけれども、五十五年度においては直ちに六千万円のお金が必要でございますと、借り入れをしなさいやいけません。こういう状況でありますので、よって、こういうふうに組ませてもらつたとちやんと説明しているんです。それでみんなそれを納得したんです。いま全くこれが減額になつていくということから、どれぐらい借りたのかなと、六千万円から少し減つたからどうなつたのかと思つたら全く借りてないと、そういうことでありますので、借りてないということは結構なことなんですけれども、余り議会に對して、そういうことを言つたのは全く逆だという結論結果が出ないように、ひとつ資金の運用を気をつけていただきたいと思います。

○十六番（貫井喜代次君） 各委員会に付託されることになると思ひますので、私の担当以外のことにつて幾つか質問申し上げます。

まず九ページの歳入の市税でございすけれども、個人の所得割りが三千五百八十九千円ばかりここで追加であります。これは御承知のように、十二月の補正で二千四百三十五万三千円が増額されております。それで今回またそれを上回る増額補正になったので、これは増額で結構でございす。増額になった三千五百万円のあれはどうかいうふうな、これは個人ですから法人の決算期とかそういうことばありまして、どういうふうなものがあつたのか、三千五百万円の積み重ねたのかということ。それと、当初予算に対して、あつた補正で個人の所得税額は幾らになったのか。前年度と比較してどのくらい増になつてゐるか。いわゆる今回の三千五百万円、十二月の補正のうちにこれだけになつたという内容と、それから当初予算からの個人の所得割りは全部で幾らになるか、当初予算と総額とのその差、これをひとつ。

それから一七ページの財産収入でございすけれども、その中の利子及び配当金において四つばかり減額になつてゐるんですけれども、減額になつた理由、これは基金の取り崩しとか、そういうふうなことがなければ、もちろん利率に關係するけれども、減額した理由をひとつ説明をお願いいたします。

それから、二二ページの表彰費でございすけれども、これに対しては要項でございす。御承知のとおり、委託料の七十一万円の減額は、十月一日に式典をして、おつてすでにその後、補正が十二月にもつてゐるというので、その後、その表彰費に対しては当然何も出ないということで、残額はもう十二月、あるいはその前に臨時議会でもあれば、補正が出た場合にはできるような性格のものであらうと思ふんです。したがつて、これはもう早期に、こういふふうなものは減額すべうだということに思ふんです。これは意見を申し上げておきます。

それと、三四ページの公園整備費、これに対して今回財源の変更でございす。いわゆる支出金の方と、それから地方債が減りまして、これが一千八百七十九千円が一般財源に変わつてしまつた。それで、前回地方債で六百八十九万、そして一般財源が五百八十九万減額したんですね、十二月に。しかし、この一千八百七十九万が一般財源となつたのは、工事関係だと思ふんですが、どういう理由で一般財源になつたのか。その理由をひとつ。

それから次のやはり土木費の三五ページですけれども、これもやはり緑地整備で地方債が一千七百二十万、減になつて、それで、その差額というが、四百五十八万四

千円が一般財源に成ると、これは前回熊手地区の池や外柵が、あるいは欄干等のあれで三百七十万円を追加して、その額が一般財源であつたんですが、今回、地方債が一千七百二十万円減となつたと、そのうちの一般財源の四百五十八万四千円に振りかゝつた理由、これもひとつ理由をお願いいたします。

○税務課長（小野光朗君）

それでは貫井議員さんの市民税関係の御質問に

御答弁申し上げます。

これまで二千四百八十一万円、そして今回また補正したわけでございます。これにつきましては、お前の総務委員会等でもお話しなわけでございますけれども、更正とか修正という税務署の方の関係での税額の規定があるわけでございます。それが今回合計で百四十九件ばかり税務署の方からございまして、これに基づくものの更正、修正等でございます。この金額が計上になつてございます。

それからあと当初比でございますけれども、これは当初比と七号補正の結果、七・三％になつてございます。ただ、昨年度におきましては一四・六％、これは均等

割りも入っておりますけれども、均等割りを入れますと一四・六％というふうなことでございます。それからあと、これについて五十四年度でございますけれども、これはいま

御説明しましたとおりでございます。（「いや、いや、額について」と呼ぶ音あり）

五十五年の当初が、市民税の個人の所得割りが十三億二千六十四万一千円でございます。五十五年度の最終におきまして十四億一千四百五十五万九千円でございます。それから昨年の五十四年当初でございますけれども、これが当初九億九千三百三十九万九千円、それから、五十四年決算におきまして十一億三千六百六十八万八千円でございます。

○収入役（高水 求君）

貫井議員さんの財産収入のうちの、いわゆる基金に属

する分の利子が減額になつてゐるのはどういふことなのかというご質問もな御質問でございますが、これは御案内のとおり、昨年の四月十四日に預金金利が大幅に改正されました。本来ならば基金に属する元金を、五十五年四月一日に積み立て、それから一年定期ですと、ことしの三月三十一日で満期になつて、その利息が当該年度、すなわち五十五年度に入るべきであつたわけですが、十四日間の差があつたために、四月十四日に定期を開始いたしましたので、その満期が五十六年四月十三日ということになりますので、その金利が五十六年度に入ってくるということで、この減額になつた分は、そういう四月十四日を起点として預金を積みかえ

たということ、こういうふうになった次第でございます。

御了解をいただきたいと思います。

○企画財政課長(岩崎好亮君)

三四ページの、

いわゆる公園整備費の国庫支

出金及び地方債の財源の御質問だと思います。それから、同じく三五ページの財源の、どうして一般財源に変わったかと、こういう御質問でございますけれども、これは私の方です。国庫支出金のマイナスの一千五百七十九千円が実は第九条の関係で特定防衛施設整備の調整金を充てておりまして、その充てた金額が、事業等が変更になりまして充てた金額が少なくなったと、こういうことでございます。

それから、地方債の鍋ヶ谷戸の児童公園の整備事業債百三十万円の減額になりましたのは、対象の事業が少なくて、実はこれは事業が一千万円ほどございまして、それが九百五十万円になりまして、さらに起債の充当率が当初は七五%だったものが七〇%に変わりました。したがって、その充当率が少なくなったということ、で百三十万円の減額になったわけです。したがって、特定財源が少なくなるとその反対側の一般財源を持ち出すということになったわけでございます。

続いて、緑地整備事業の問題で、その中の一千七百二十万円の起債が減額になっております。これは事業そのものというよりも、一つは対象事業が変

わりまして、緑地事業の中にあつた道路もちょうどあつたやうでございます。したがって、用地費が九百四十二万円ほど対象外になりました。いわゆる起債の対象外になったということです。さらに用地費の方で公有財産の一千二百六十一万六千円の用地費そのものも少なくなりましたが、起債の対象の部分が少なくなったというの、が主たる原因で一千七百二十万円ほど減額になりました。したがって、歳入の足りない部分が一般財源ということになるかと思っております。

○十六番(貫井喜代次君)

大変ありがとうございます。

一つだけ、さらに、いまの説明で最後の方ですけれども、公園整備の中の鍋ヶ谷戸の関係の部分はよくわかりました。

第九条の事業変更で、こういうふうに一千五百七十九千円が減ったんだと、そうすると、これに対して一千八百七十九千円の一般財源が出るのが何か、合点がとれないんじゃないかというふうに考えられる人ですけれども、事業変更というのは、変更にもいろいろ事業費の減もあれば増もあれば、内容があるとい

十三字と
二行、市長
送付分削
除
十七字と
二行、市長
送付分削
除
十五字と
一行、市長
送付分削
除

思ふんですけれども、事業の変更した内容はどんなことでこういうふうに変更になったのか、それをひとつ。

○建設部長(内田和雄君) この減額でございますが、東福生公園のところの当初

一部用地買収、一部工事費という形で予算計上をしたわけでございますが、

これが全部用地買収に変わっております。そのために補助対象が、工事

費の場合は三分の二が補助対象、それから用地費の場合は二分の一が補助

対象というところで減額が出ています。ちよと、それでいいの。何か、いまの用地買収に変わって、

それは二分の一で、工事の方は三分の一だということになれば、減るんじゃないか。

○建設部長(内田和雄君) 削減部分、二分の二が補助金でございます。

(「はい、わかりました、はい、了解」と呼ぶ者あり)

○議長(小林菊三君) 以上で質疑を終ります。

○三番(加藤謹之助君) この際、動議を提出いたします。

ただいま議題となっております。議案第十六号については、総務、建設、厚生

の三常任委員会に付託されることを仰ぎます。

(「賛成」と呼ぶ者あり)

○議長(小林菊三君) お諮りいたします。

ただいま加藤謹之助君から、本会には総務、建設、厚生、の三常任委員
会に付託されたこの動議が提出されましたが、本動議のとおり決すること
に御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(小林菊三君) 御異議なしと認めます。よって議案第十六号は、三

常任委員会に付託することに決定いたしました。

○議長(小林菊三君) 日程第十一議案第十七号昭和五十五年度福生市国

民健康保険特別会計補正予算(第四号)を議題といたします。

本会から、提案理由の説明を求めます。

(福祉部長 田村忠雄君登壇)

○福祉部長(田村忠雄君) 御指名をいただきましたので、議案第十七号昭和